

# 第5次太宰府市地域福祉計画策定基本方針

## 1. 目的

「太宰府市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域共生社会の実現に向け、太宰府市における地域福祉を推進するための基本的な方向性を示したものであり、現行の第4次太宰府市地域福祉計画を見直し、第5次太宰府市地域福祉計画を策定する。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を包含して策定する。

## 2. 計画の期間

他の福祉分野の計画との整合・連携を図るため、計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とする。また、社会状況の変化や関連計画との整合性の確保など、必要に応じて見直しを行う。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
地域福祉計画	第4次						第5次					
成年後見制度利用 促進計画	第1次						第2次					
地方再犯防止推進 計画	-						第1次					

## 3. 計画策定の手順

### (1) 事前準備（令和7年11月～令和8年3月）

- ・法や制度の改廃、国県の動向等を集約。
- ・関連する統計資料や既存計画等を収集・分析する。

### (2) 基礎調査（令和7年11月～令和8年1月）

- ・市民や地域福祉活動に携わる人の声、各福祉分野（高齢者福祉、介護、児童福祉、子育て、生活困窮者支援）における現状を把握するためのアンケート調査等を実施し分析する。

### (3) 課題整理（令和8年3月～4月）

- ・第4次地域福祉計画を基に各課ヒアリングを実施し、成果と課題、今後必要な事業の方向性などを整理する。
- ・基礎調査等の結果から課題を抽出する。

(4) 計画内容の協議（令和8年4月～令和9年2月）

○地域福祉推進会議（委員は関係課長）の開催

・計画案の検討、協議。

・部会や関係課会議（実務担当職員）は必要に応じて開催。

○地域福祉推進委員会（附属機関）の開催

・計画内容を審議し、計画（素案）を決定。

○パブリックコメントの実施（令和8年12月）

(5) 計画完成（令和9年3月）

「第5次太宰府市地域福祉計画」

「太宰府市成年後見制度利用促進計画」

「太宰府市再犯防止推進計画」